

お知らせ

忘れずに納付しましょう!

市県民税(第4期)と国民健康保険税(第7期)の納期限は1月31日④です。最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。なお、納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

また、市税等の納付には、納め忘れない安心で確実な口座振替をおすすめします。

④国税課(2階)
☎(20)1578、FAX(20)1609

20歳からスタート

国民年金

成人を迎えられた皆さん、おめでとございます。

20歳になると成人として多くの権利が認められますが、同時に義務も課せられます。

国民年金もその一つで、日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することになっています。

国民年金は公的年金制度で、社会全体で助け合うことを目的としています。老後の

年金はもちろん、事故などで障害を負った時や、死亡といった万一の時の支えになるのが国民年金です。

また、国民年金保険料の納付が困難な場合には「免除制度・納付猶予制度」、学生の場合は「学生納付特例制度」があります。承認には条件があります。

④国民年金課(2階)
☎(20)1503、FAX(20)1600

茂原市議会議員選挙

立候補予定者説明会

2月13日⑩13時30分/場所 市役所502会議室/告示日(立候補届出日) 4月16日⑩/投票日 4月23日⑩7時~20時

④選挙管理委員会(6階)
☎(20)1529、FAX(20)1604

茂原市ハートフルフェスタ

堂本暁子さん講演会

前千葉県知事で現在、男女共同参画と災害復興ネットワーク代表として活躍されている堂本暁子さんに、茂原市をあらゆる人が暮らしやすいまちにするためのヒントを伺います。

2月4日⑬13時30分~15時30分/演題 ①「女性も男性もいきいき暮らせる街 茂原」男女共同参画の実現を目指して/会場 市役所市民室/入場料 無料/定員 100人/※託児あり(無料・要予約)

④企画政策課(4階)
☎(20)1516、FAX(20)1603

還付申告は

1月から可能です

次のような場合で、平成28年の所得税として源泉徴収された税金が納めすぎになっている方は、1月4日⑮から税金の還付を受けるための申告(還付申告)をすることができます。

①給与所得者が医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受ける場合

②平成28年の途中で退職した後就職しなかった方で、年末調整を受けなかった場合

確定申告期間中(2月16日⑮)から3月15日⑯)は税務署が大変混み合いますので、確定申告期間前に申告されることをおすすめします。

茂原税務署では、1月4日

⑮から閉庁日(土・日・祝日)を除き、還付申告の提出を受けています。ただし、申告書作成会場は2月14日④から設置されます。申告書作成のために来署される場合は、それ以降にお越しください。

◆税理士による無料申告相談
2月6日⑩~10日⑨9時~16時(相談受付は15時まで)/会場 茂原税務署2階会議室

◆申告書にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入され、申告書にも「個人番号(マイナンバー)の記載」および「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要となりました。

【本人確認書類】

①または②のいずれか

①マイナンバーカード(個人番号カード)

②番号確認書類+身元確認書類
・番号確認書類
・通知カード、住民票の写し
(マイナンバーの記載があるもの)など

・身元確認書類
・運転免許証、公的医療保険

の被保険者証、パスポートなど
※申告についてのくわしい内容は、2月1日号の広報に掲載します。

④市民税課(2階)
☎(20)1577、FAX(20)1609

交通事故による遺児の方へ
お見舞金をお届けします

交通事故により、父または母(もしくはそれに代わる保護者)を失った18歳未満の遺児に対し、交通遺児援護基金(千葉県社会福祉協議会)および当協議会に寄せられた赤い羽根共同募金より、お見舞金をお届けします。

対象になる遺児がいる世帯は、1月31日④までに、茂原市社会福祉協議会へお問い合わせください。

①平成29年4月に小・中学校へ入学する遺児へ勉学奨学金
②平成29年3月に中学校・高等学校を卒業する遺児へ激励金

③平成28年2月1日以降、交通遺児となった児童がいる世帯へお見舞金

④茂原市社会福祉協議会
☎(23)1969、FAX(23)6538